

大阪市水道事業管理規程第21号

大阪市水道局電子署名規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、大阪市水道局における電子署名の実施及び当該電子署名に係る電子証明書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例及び大阪市電子署名規則（令和8年大阪市規則第72号。以下「規則」という。）の例による。

(電子証明書の管理)

第3条 電子証明書は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は情報システムに記録するとともに、滅失、毀損、漏えい、改ざん等のないよう適正に管理しなければならない。

(電子証明書管理者の設置)

第4条 電子証明書の管理の責めに任ずるため、電子証明書管理者を置く。

2 電子証明書管理者は、電子証明書を記録した電磁的記録媒体又は情報システムを管理する事務を主管する課長、場長、所長又は担当課長をもって充てる。

(電子署名実施者)

第5条 大阪市水道局長（以下「局長」という。）は、電子証明書を使用して電子署名を実施する課等に、その使用する電子証明書ごとに電子署名の実施者（以下「電子署名実施者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。

2 電子署名実施者は、局長の命を受け、電子署名の実施に係る審査その他電子署名の実施に関する事務に従事する。

(事故代決)

第6条 電子証明書管理者若しくは電子署名実施者に事故があるとき又は電子証明書管理者若しくは電子署名実施者が欠けたときは、局長があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

(電子署名機能の整備に係る協議)

第7条 局長は、情報システムに電子署名の実施に係る機能を備えようとするときは、電子署名の実施方法、電子証明書の管理方法等について、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

2 局長は、前項の規定による協議の内容を変更しようとするときは、変更しようとする事項につ

いて、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

(電子署名機能の廃止に係る協議)

第8条 局長は、情報システムの電子署名の実施に係る機能を廃止しようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

(登録)

第9条 局長は、電磁的記録媒体又は情報システムに記録される電子証明書について台帳を作成し、規則第9条に基づき総務局長が定める事項を登録しておかなければならない。

(電子署名の実施手続)

第10条 電子署名の実施の手続は、規則第10条の規定の例による。

(事故報告)

第11条 電子証明書管理者は、電子署名の実施又は電子証明書の管理において、規則第11条各号のいずれかに該当するときは、速やかにその内容を法務監査担当課長を経て局長に報告しなければならない。

(施行の細目)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。